

参 考 资 料

I 環境基準

1. 大気汚染に係る環境基準等

①大気汚染に係る環境基準及び評価方法（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）

物 質	評価の対象とする測定局	環 境 基 準
		環 境 上 の 条 件
二酸化いおう	有効測定局	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	有効測定局	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント	全ての測定局	1時間値が0.06ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	有効測定局	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。

②二酸化窒素に係る環境基準及び評価方法（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）

物 質	評価の対象とする測定局	環 境 基 準
		環 境 上 の 条 件
二酸化窒素	有効測定局	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

③ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準（平成9年2月4日環境庁告示第4号）

物 質	環 境 上 の 条 件
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

2. 人の健康の保護に関する公共用水域及び地下水質の環境基準

	公共用水域の水質汚濁に係る環境基準	地下水質の環境基準	【参考】 水道水の水質基準
カドミウム	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。	シアン0.01mg/l以下
鉛	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下	0.05mg/l以下	0.05mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	0.0005mg/l以下	水銀 0.0005mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。	
P C B	検出されないこと。	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.02mg/l以下	0.02mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.002mg/l以下	0.002mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	0.004mg/l以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	0.02mg/l以下	0.02mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.04mg/l以下	0.04mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	1mg/l以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	0.006mg/l以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	0.03mg/l以下	0.03mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	0.002mg/l以下	
チウラム	0.006mg/l以下	0.006mg/l以下	
シマジン	0.003mg/l以下	0.003mg/l以下	
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	0.02mg/l以下	
ベンゼン	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下
セレン	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	10mg/l以下	10mg/l以下
ふっ素	0.8mg/l以下	0.8mg/l以下	0.8mg/l以下
ほう素	1mg/l以下	1mg/l以下	1.0mg/l以下
備 考	平成11年2月22日環境庁告示	平成11年2月22日環境庁告示	平成16年4月1日施行
	<ul style="list-style-type: none"> ・海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 ・基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 ・「検出されないこと」とは、別に定める検定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう 		

3. 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川

①河川(湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の 浮遊が認められ ないこと。	2mg/l 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる。)

注1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ類、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

②湖沼

(天然湖沼及び貯水量1,000万m³以上の人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	5mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 工業用水1級 農業用水Cの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	15mg/l 以下	5mg/l 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	ごみ等の 浮遊が認められ ないこと。	2mg/l 以上	—

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2, 3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ 項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/l 以下	0.005 mg/l 以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/l 以下	0.01mg/l 以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/l 以下	0.03mg/l 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/l 以下	0.05mg/l 以下
V	水産3種工業用水農業用水環境保全	1 mg/l 以下	0.1mg/l 以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 - 〃 2種：ワカサギ等の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 - 〃 3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(天然湖沼及び貯水量1,000万m³以上の人工湖)

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下

備 考

基準値は、年間平均値とする。

(2) 海 域

ア

項目 類型	利用目的の適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml 以下	検出されな いこと
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	検出されな いこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—	—

備 考

水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml. 以下とする。

注1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

〃 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適 応 性	基 準 値	
		全 窒 素	全 燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2 種及び3種を除く。)	0.3 mg/l 以下	0.03mg/l 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3 種を除く。)	0.6 mg/l 以下	0.05mg/l 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/l 以下	0.09mg/l 以下

備 考

1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

〃 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

〃 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限界

4. 騒音・振動に関する環境基準

(平成11年4月1日北海道告示第532号)

①道路に面する地域以外の地域（一般地域）

類型	騒音規制法に基づく指定地域	昼間 6～22時	夜間 22～翌日6時
A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る）	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く。）		
C	第3種区域及び第4種区域	60デシベル以下	50デシベル以下

②道路に面する地域

類型	騒音規制法に基づく指定地域	車線	昼間 6～22時	夜間 22～翌日6時
A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る）	2車線以上	60デシベル以下	55デシベル以下
B	第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く。）	2車線以上	65デシベル以下	60デシベル以下
C	第3種区域及び第4種区域	1車線以上		

注 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

昼間6～22時	夜間22～翌日6時
70デシベル以下	65デシベル以下

(備考)

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下。）によることができる。

注1 基準値は等価騒音レベル(LA_{eq})

- 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とすること。
- 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。
- 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。
- 5 「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局長通知(平成10年9月30日付け環大企第257号)で次のとおり定められている。
 - (1) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の空間に限る。)等。
 - (2) 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定される。
 - ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路15メートル
 - ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路20メートル

③自動車騒音の要請限度の概要

(平成12年3月2日総理府令第15号)

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
		昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~翌日6:00)
1	a 区域及びb 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a 区域うち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

注 1 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

2 要請限度の測定は、連続する7日間のうち当該自動車騒音を代表すると認められる3日を選定し、1日あたりの測定を3日間行うこととされています。

(平成12年3月31日北海道告示第522号)

都 道 府 県 知 事 が 定 め る 区 域 の 区 分

a 区域	昭和63年北海道告示第315号により騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあっては、都市計画法に基づく用途地域が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）
b 区域	指定地域のうち、第2種区域（a 区域として定める地域を除く。）
c 区域	指定地域のうち、第3種区域（都市計画法に基づく用途地域の工業専用地域（以下「工業専用地域」という。）を除く。）及び第4種区域（工業専用地域を除く。）

④道路交通振動に係る要請限度

(昭和51年11月10日総理府令第58号)

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
		昼 間 (8:00~19:00)	夜 間 (19:00~翌日8:00)
第 1 種 区 域		65デシベル	60デシベル
第 2 種 区 域		70デシベル	65デシベル

注 1 時間及び区域については、昭和53年3月29日北海道告示第786号による。

2 限度値は80%レンジの上端値である。

5. 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機機 磷	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。

備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機機(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

6. ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水質の底質汚濁を含む）及び土壌汚染に係る環境基準

（平成14年7月22日 環境庁告示第46号）

媒体	基準値	測定法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 （水底の底質を除く）	1 pg-TEQ/l 以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

II 規制基準

1. 大気汚染に関する規制基準

(1) 硫黄酸化物に関する規制

①硫黄酸化物の排出基準～K値規制

$$q = K \times 10^{-3} \times H e^2$$

q : 硫黄酸化物量 (単位 温度零度、圧力1気圧に換算したm³/h)

He : 法施行規則に規定する方法により補正された排出口の高さ (m)

K : 次表のとおり

K値	規制される区域
4.0	札幌市(手稲金山98番地の区域、手稲金山131番地から174番地までの区域、手稲本町592番地及び593番地の区域、手稲平和、手稲西野938番地から1006番地までの区域、手稲福井、山の手、盤溪、小別沢、藻岩山、北ノ沢、中ノ沢、南沢、砥石山、硬石山、白川、砥山、石山、常盤、藤野、滝野、簾舞、豊滝、小金湯、定山溪、定山溪温泉東1丁目から東4丁目まで、定山溪温泉西1丁目から西4丁目まで並びに有明を除く)の区域
4.5	室蘭市の区域
6.42	苫小牧市、勇払郡早来町(遠浅及び源武に限る)及び同郡厚真町(豊川、共栄、共和、上厚真及び浜厚真に限る)の区域
8.0	小樽市の区域 旭川市の区域
10.0	釧路市の区域
11.5	函館市、上磯郡上磯町(字七重浜町、字追分、字久根別町、字東浜町、字会所町、字本町、字川原町、字中野通、字中野通、字飯生町、字新浜町、字大工川、字定盤町、字昭和町、字押上、字添山、字中野、字清川、字谷好町、字桜岱、字水無、字三好及び字富川町に限る)及び亀田郡大野町(字一本木、字菽野、字千代田及び字東前に限る)の区域
17.5	上記以外の区域(紋別市はこの規制に該当)

注 次の施設については、当分の間適用が猶予される。

- 1 昭和60年9月9日以前に設置された小型ボイラー
- 2 昭和63年1月31日以前に設置されたガスタービン及びディーゼル機関であって、排出ガス量が1万Nm³/h未満のもの
- 3 ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関のうち、専ら非常用として用いられるもの

②硫黄酸化物の排出基準～燃料規制 (札幌市・旭川市において適用につき省略)

(2) 窒素酸化物に関する規制

(単位：c m³/N m³)

主な施設の種別	使用燃料	排出ガス量 (Nm ³ /h)	標準酸素濃度 On (%)	排出基準値 (設置年月日別)									
				S48. 8.9 以前	S48. 8.10 以降	S50. 8.10 以降	S48. 12.10 以降	S52. S52. 6.17 以前	S52. S52. 9.9 以前	S54. S54. 8.9 以前	S60. S60. 9.9 以前	S60. 9.10 以降	H2. 9.10 以降
ボイラー (伝熱面積 10 m ² 以上の もの)	ガス専焼	50 万以上	5	130		100	60						
		10 万～50 万		130		100							
		4 万～10 万		130			100						
		1 万～4 万		150		130							
		1 万未満		150									
	液体燃焼 ※1 ※2	50 万以上	4	180		150	130						
		4 万～50 万		190	180	150							
		1 万～4 万		230		150							
		1 万未満		250					180				
	小型ボイラー (伝熱面積 10 m ² 未満で 燃焼能力 50L/h(重油 換算)以上の もの)	固体燃料		6	当分の間適用猶予						350		
液体燃焼 ※3			4								300	260	
乾燥炉 ※4			16	250					230				
廃棄物焼却炉 (火格子面積2 m ² 以上)	連続炉	4 万以上	12	300			250						
		4 万未満		300					250				
	連続炉 以外	4 万以上		—			250						

備考 上表に掲げる窒素酸化物の量は次式で換算された値である。

$$C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$$

C 窒素酸化物の濃度 (単位：c m³/N m³)

O_n 標準酸素濃度(%)上表の O_n 欄のとおりとする

O_s 排出ガス中の酸素濃度(%)ただし、20%を超える場合は 20%とする

C_s 窒素酸化物の実測値 (単位：c m³/N m³)

- (注) ※1 液体燃焼とは、液体専焼及び液体・気体混焼のことであり液体・固体混焼を含まない。
 ※2 液体燃焼のうち 52.9.10 前に設置された排出ガス量が 0.5N/m³/h 未満の過負荷燃焼型のもの
 は適用除外。
 ※3 小型ボイラーのうち軽質液体燃料(A 重油、灯油、ガス等)を燃料とするものは適用除外。
 ※4 乾燥炉は銅・鉛又は亜鉛の精錬に用いるもの及びトリポリリン酸ナトリウム製造用のものを除く
 ※5 廃棄物焼却炉とは、浮遊回転燃焼方式によるもの(連続式に限る)及びニトロ化合物、
 アミノ化合物、若しくはシアン化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用
 する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却する
 もの(排出ガス量が 4 万 m³未満の連続炉に限る)以外の廃棄物焼却炉。

(3) ばいじんに関する規制

(単位：g/N m³)

主な施設の種類の	使用燃料	排出ガス量 (N m ³ /h)	標準酸素濃度 On (%)	排出基準値 (設置年月日別)					当分の間適用猶予 On
				S57.5.31 以前	S57.6.1 以降 S60.9.9 以前	S60.9.10 以降 H2.9.9 以前	H2.9.10 以降 H10.6.30 以前	H10.7.1 以降	
ボイラー (伝熱面積10 m ² 以上のもの)	ガス専焼	4万以上	5	0.05					—
		4万未満	5	0.10					
	液体燃料 ※1	20万以上	4	0.07	0.05				—
		4万～20万	4	0.18	0.15				
		1万～4万	4	0.25					
		1万未満	Os	0.30					4
	石炭燃焼	20万以上	6	0.15 ^{※2}	0.10				—
		4万～20万	6	0.25 ^{※2}	0.20				
		4万未満	6	0.35 ^{※2}	0.30				
小型ボイラー (伝熱面積10 m ² 未満で燃焼能力 50L/h(重油 換算)以上のもの)	ガス専焼		Os	当分の間適用猶予					—
	液体専焼 ※3		Os	当分の間適用猶予		0.50	0.30		4
	石炭燃焼		6	当分の間適用猶予		0.50	0.30		—
				H10.6.30 以前				H10.7.1 以降	
廃棄物焼却炉 (火格子面積 2 m ² 以上のもの)	焼却能力 4t/h 以上	12	0.08				0.04		
	焼却能力 2～4t/h		0.15				0.08		
	焼却能力 0.2～2t/h		0.25				0.15		

備考 上表に掲げる窒素酸化物の量は次式で換算された値である。

$$C=(21-On)/(21-Os) \times Cs$$

C ばいじんの濃度 (単位：g/m³)

On 標準酸素濃度(%)上表の On 欄のとおりとする

Os 排出ガス中の酸素濃度(%)ただし、20%を超える場合は 20%とする

Cs ばいじんの実測値 (単位：g/N m³)

(注) ※1 液体燃焼とは、液体専焼及び液体・気体混焼のことであり液体・固体混焼を含まない。

※2 H7.7.2 までの間、発熱量が 5,000kcal/kg 以下の石炭のみを燃焼させており、かつ、H7.7.3 以降、発熱量が 5,500kcal/kg 以下の石炭を燃焼させる場合に限り、当分の間 0.45 とする。

※3 小型ボイラーのうち軽質液体燃料(A 重油、灯油、軽油)を専焼させるもの並びに、ガス・軽質液体燃料を混焼させるものは当分の間適用猶予。

2. 水質汚濁に関する規制基準

(1) 環境庁長官が総理府令で定める排水基準(一律排水基準)

①有害物質に係る排水基準

項 目	基 準 値
カドミウム及びその化合物	0.1mg/l以下
シアン化合物	1mg/l以下
有機燐化合物(パラチオン, メルパチオン, メルジメトシ及びEPNに限る)	1mg/l以下
鉛及びその化合物	0.1mg/l以下
六価クロム化合物	0.5mg/l以下
ひ素及びその化合物	0.1mg/l以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	0.003mg/l以下
トリクロロエチレン	0.3mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/l以下
ジクロロメタン	0.2mg/l以下
四塩化炭素	0.02mg/l以下
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/l以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.2mg/l以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/l以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/l以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/l以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/l以下
チウラム	0.06mg/l以下
シマジン	0.03mg/l以下
チオベンカルブ	0.2mg/l以下
ベンゼン	0.1mg/l以下
セレン及びその化合物	0.1mg/l以下
ほう素及びその化合物	10mg/l以下
ふっ素及びその化合物	8mg/l以下
アンモニア, アンモニア化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100※ mg/l以下

備 考

- 「検出されないこと。」とは、環境庁長官が定める方法に基づき排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- ひ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間適用しない。
- ほう素及びその化合物とふっ素及びその化合物については、海域以外の公共用水域に排出される場合に適用される排水基準値を掲載

※ アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素との合計量に基準が適用される。

②生活環境項目に係る排水基準

項 目	基 準 値
水素イオン濃度(pH)	5.8~8.6(海域外) 5.0~9.0(海域)
生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/l以下 (日間平均120mg/l)
化学的酸素要求量(COD)	160mg/l以下 (日間平均120mg/l)
浮遊物質(SS)	200mg/l以下 (日間平均150mg/l)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/l以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/l以下
フェノール類含有量	5mg/l以下
銅含有量	3mg/l以下
亜鉛含有量	5mg/l以下
溶解性鉄含有量	10mg/l以下
溶解性マンガン含有量	10mg/l以下
クロム含有量	2mg/l以下
大腸菌群数	日平均3000個/cm ³ 以下
窒素含有量	120mg/l以下 (日間平均60mg/l)
燐含有量	16mg/l以下 (日間平均8mg/l)

備 考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄航業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を屈採する航業を含む。）に属する工場または事業場に係る排水水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び弗素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際に現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増加をもたらすおそれがある湖沼として環境庁長官が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって、水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境庁長官が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増加をもたらすおそれがある湖沼として環境庁長官が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海

域として環境庁長官が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

(2) 北海道が条例で定める排水基準（上乘せ排水基準）

①有害物質に係る排水基準

適用区域 (設定年)	対象業種	項目	基準値
紋別海域 (昭和 49 年)	全業種 (2,000m ³ 以上)	カドミウム	0.01mg/l以下
		シアン	検出されないこと
		有機燐	検出されないこと
		六価クロム	0.05mg/l以下
		砒素	0.05mg/l以下
		総水銀	0.0005mg/l以下

②生活環境項目に係る排水基準

適用区域	項目対象業種	河川 BOD [mg/l] 海域 COD [mg/l]		SS [mg/l]	
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
渚滑川水域 (昭和 49 年)	乳製品製造業 (1,000m ³ 以上)	80	60	70	50
	水産食料品製造業 (20m ³ 以上 50m ³ 未満)	2600	2000		
	魚粉飼料製造業 (フィッシュリユール製造業を含む) (20m ³ 以上 50m ³ 未満)	2600	2000		
	し尿浄化槽	40	30	90	70
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法又は標準散水ろ床法等によるもの)		20		70
紋別海域 (昭和 49 年)	水産食料品製造業 (20m ³ 以上 50m ³ 未満)	1300	1000		
	魚粉飼料製造業 (フィッシュリユール製造業を含む) (20m ³ 以上 50m ³ 未満)	780	600		
	パルプ製造業			90	70
	し尿浄化槽	40	30	90	70
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法又は標準散水ろ床法等によるもの)		20		70

備考 1 (有害物質に係る排水基準)

- 対象業種欄の () 内は、1日当たりの平均的な排出水の量を表す。
- 苫小牧海域、紋別海域及び白老海域以外の海域並びに湖沼については、これらに流入する公共用水域も適用区域とする。ただし、佐呂間別川水域、網走川水域、釧路川水域 (釧路川のうち新釧路川への分派点から下流の部分を除く。) 及び阿寒川水域を除く。
- 「検出されないこと」とは、排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法 (昭和 49 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号) により排出水を検定した場合

において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

4. この表に掲げる砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の日（昭和 49 年 12 月 1 日）において現にゆう出している温泉（温泉法第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間適用しない。

備考 2（生活環境項目に係る排水基準）

1. この表に掲げる排水基準は、表中に特別の定めがない限り 1 日当たりの平均的な排水の量が 50m³ 以上である特定事業場に係る排水水について適用する。
2. 対象業種欄（ ）内の m³ は、1 日当たりの平均的な排水の量を示す。
3. 苫小牧海域、紋別海域及び白老海域以外の海域及び湖沼については、これらに流入する公共用水域も適用区域とする。ただし、釧路海域については、釧路川のうち新釧路川への分派点から下流を除く。
4. この表に掲げるし尿浄化槽とは建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものをいう。

2. 悪臭防止に関する規制基準

物質の濃度による悪臭の規制基準（敷地境界）

(昭和 49 年 7 月 1 日告示第 2242 号)

区域区分	A 区域	B 区域	C 区域
特定悪臭物質			
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

(単位：ppm)

※ 紋別市は都市計画法に基づく市街化区域全域が A 区域に指定されています

3. 騒音・振動に関する規制基準

(1) 特定工場等の敷地境界線上における騒音規制基準

(昭和46年11月29日北海道告示第3169号)

時間区分 区域区分	昼 (8～19時)	朝(6～8時) 夕(19～22時)	夜 (22～6時)
第1種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第3種区域	65 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

- 注 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。
 第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
 第3種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。
 第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。

(2) 特定工場等の敷地境界線上における振動規制基準

(昭和53年3月29日北海道告示第784号)

時間区分 区域区分	昼 (8～19時)	夜 (19～8時)
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

- 注1 第1種区域及び第2種区域とは振動規制法に基づく指定地域の区域区分であり、原則として次のように区分されている。
 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。
 2 各区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50m内においては、それぞれの規制値から5デシベルを減じた値が適用される。

(3)特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号)

基準値	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
85 デシベル	19:00～7:00	22:00～6:00	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと

注1 第1号区域とは、騒音規制法の規定により指定された、第1種区域と第2種区域の全域、並びに第3種区域と第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内をいう。

2 第2号区域とは、第3種区域と第4種区域であつて、第1号区域以外の区域をいう。

(4)特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

(昭和51年11月10日厚生省・総理府令第58号)

基準値	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75 デシベル	19:00～7:00	22:00～6:00	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと

注1 第1号区域とは振動規制法の規定により指定された第1種区域の全域並びに第2種区域の学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周辺80m以内の区域をいう。

2 第2号区域とは第2種区域であつて、第1号区域以外の区域をいう。

※騒音と振動の大きさの例

○騒音の大きさの例

50 デシベル	静かな事務所、図書館	90 デシベル	工事現場
60 デシベル	普通の会話	100 デシベル	電車通過時のガード下
70 デシベル	さわがしい事務所の中	110 デシベル	車のクラクション（前方2m）
80 デシベル	地下鉄の構内	120 デシベル	航空機のエンジン近く

○振動の大きさの例

55 デシベル	人体に感じられない
60 デシベル	特に敏感な人が感じる程度
70 デシベル	戸や障子がわずかに動く
80 デシベル	電灯が揺れる
90 デシベル	花瓶が倒れる